

利用についてのお知らせ

この事業は、高齢者の在宅生活を維持することを目的に、①住民税非課税世帯であり、②身体的に自力で雪よせができない世帯で、かつ、③別居の親族や近隣者等からの除排雪作業の支援及び経済的支援を受けることができない下記の世帯が対象となります。

- 65歳以上の1人暮らしで、身体的に雪よせが困難な世帯
- 65歳以上の高齢者のみの世帯で、身体的に雪よせが困難な世帯
- 障がい者(※)のみの世帯、または高齢者と障がい者(もしくは中学生以下の児童)のみの世帯で、身体的に雪よせが困難な世帯
- 中学生以下の児童がいるひとり親世帯で、身体的に雪よせが困難な世帯
- その他、特別な事情により市長が必要と認めた世帯

(※)身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

令和7年10月1日(水)～23日(木)の間に申請書を提出してください。

◎11月初旬に決定通知および雪下ろし業者一覧を送付します。

* 間口の雪よせ希望の方には、決定後に、世帯ごとの担当者が打ち合わせのため自宅に伺います。
作業後は、長くても月ごとには、お支払いをお願いします。

①間口除雪

間口(出入口)の雪よせ作業は、玄関前から道路までの通路を確保することを目的としております。あくまでも、人が歩ける通路幅(約1m)の範囲内の雪よせとなりますので、この範囲を超える雪よせは、対象外となります。

- 間口の雪よせ作業は、シルバー人材センターや自治会、登録事業者から各々の世帯に担当者が配置され、雪よせを行います。
- 利用単価は30分毎で960円、ただし除雪機を使用の場合は機械使用料金が加算されます。
- 業者と利用登録者は作業前に必ず打ち合わせをし、依頼の方法、除雪の場所、支払い方を必ず話し合ってください。
- 間口(出入口)の雪よせの担い手は、不足している地域もあります。

②屋根の雪下ろし及び除排雪

屋根の雪下ろしや排雪の依頼は、社会福祉協議会へご連絡ください。

社会福祉協議会が窓口となり、市の登録事業者を紹介しますので、作業日程等について事業者と話し合ってください。すぐには出向けませんので、時間に余裕をもって、なるべく平日の申込をお願いします。**(居住家屋のみが対象です)**

③請求について

除排雪費用は、一度全額ご負担いただきます。後日、支払費用の自己負担2割を差し引いた8割分を市から振り込みます。支給限度額は4万円です。

- 利用者は、作業終了後に、事業者からの作業内訳と請求書を確認し、請求額を事業者へお支払いください。領収書は必ず受け取り、保管をお願いします。
- 自己負担（2割）がありますので計画的に活用してください。
- 市では、請求内容の確認を行い、利用者の届出口座に8割相当額を振込みます。振り込みには、1ヶ月～2ヶ月時間がかかる場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- 4万円の支給限度額を超えた分は全額自己負担になります。
- お振込口座を変更する場合は速やかに窓口へご連絡ください。

④注意事項

- 決定前の利用は、助成対象外となりますのでご注意ください。
- 施設入所や入院でサービス利用者が不在の期間は、事業の利用はできません。
また、空き家、物置、車庫等の除雪は、事業の対象外となります。
- 作業内容や料金などのトラブルについては、市及び市社会福祉協議会等は責任を負いかねますので、必ず作業前に事業者と作業内容の確認をし、見積りをもらってください。

【問い合わせ先】

○北秋田市役所

北秋田市高齢福祉課	高齢福祉係	☎ 6 2 - 6 6 3 9
合川総合窓口センター	市民生活係	☎ 7 8 - 2 1 1 2
森吉総合窓口センター	市民生活係	☎ 7 2 - 3 1 1 5
阿仁総合窓口センター	市民生活係	☎ 8 2 - 2 1 1 2

○北秋田市社会福祉協議会

本所	☎ 6 3 - 2 1 0 9
あいかわ・もりよし地域福祉センター	☎ 7 8 - 3 1 6 6（合川・森吉地区）
あに地域福祉センター	☎ 8 2 - 3 3 7 4

○北秋田市シルバー人材センター

☎ 8 4 - 8 6 2 2